別表（第２条関係）

補助事業名	外国人介護人材受入施設環境整備事業 (1)外国人介護職員コミュニケーション支援事業 (2)特定技能（介護）外国人資格取得支援事業
補助事業の目的	外国人介護人材受入施設・事業所における、多言語翻訳機の導入経費や、介護福祉士の資格取得を目指す特定技能（介護）外国人への学習支援経費を補助することにより、円滑な就労及び長期定着を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	以下の外国人介護人材を受け入れる県内の介護施設、事業所 (1)　介護技能実習生、特定技能（介護）外国人、EPA候補者等 (2)　特定技能（介護）外国人
補助事業の対象となる経費	(1)　多言語翻訳機の導入のために必要な経費（多言語翻訳機の台数は介護施設・事業所ごとの外国人介護人材の数を上限とする。） (2)　特定技能（介護）外国人の介護福祉士の資格取得に必要な経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金、受講料に限る）、備品購入費（単価30万円未満）
補　助　率	２／３
補助金の額	補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、補助金の交付は、予算の範囲内とする。 １　総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と補助基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ２　１により選定された額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ３　補助基準額は(1)、(2)をあわせ、１施設あたり３００千円とする。 ただし、(1)は１台あたり３０千円（上限５台）とする。
適用除外する項目	
その他の事項	

別に定める事項

<table>
<tr><th>関 係 条 項</th><th>内　　　　　　　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第３条</td><td>（添付書類）
１　外国人介護人材受入施設環境整備事業所要額調書（別紙１）
２　事業計画書（別紙２）</td></tr>
<tr><td>（指定期日）
別に定める日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第７条第１項</td><td>（軽微な経費配分の変更）
補助金額に増額が生じない経費の変更</td></tr>
<tr><td>（軽微な事業内容の変更）
補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、補助事業の細部の変更を行う場合</td></tr>
<tr><td>（添付書類）
第３条に準じる。</td></tr>
<tr><td>（指定期日）
必要の生じた日から20日以内。
ただし、当該年度の３月31日を限度とする。</td></tr>
<tr><td>第９条第１項</td><td>（報告事項等）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第１１条</td><td>（添付書類）
１　外国人介護人材受入施設環境整備事業精算調書（別紙３）
２　事業実績報告書（別紙４）</td></tr>
<tr><td>（指定期日）
事業完了後30日以内又は翌年度４月10日のいずれか早い日</td></tr>
<tr><td>第１９条第１項</td><td>（処分制限期間）
平成 20 年厚生労働省告示第 384 号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間。</td></tr>
</table>